

富士見町空き家改修費補助金制度が始まりました

☎ 総務課 企画統計係 ☎62-9332

空き家問題は、大きな社会問題となっています。高齢化や人口減少などの原因により、今後、空き家は増加する見込みです。

そこで、富士見町では、平成29年度から空き家を有効活用することで、空き家の発生防止と移住・定住者の促進を図る空き家改修費補助金制度を始めました。



◆主な補助要件

補助対象者 *全てに該当すること	<ul style="list-style-type: none">・自らの負担で空き家を改修しようとする空き家の所有者または居住者・町税等に滞納がない者・富士見町暴力団排除条例に抵触していないこと
補助金対象住宅 *全てに該当すること	<p>【共通要件】</p> <ul style="list-style-type: none">・公共下水道排水区域および集落排水区域内・賃貸借契約または売買契約を締結した物件であること・居住者が満50歳未満であること・居住者が区・集落組合に加入した者であること・町内業者が全部または一部施工すること・申請年度内に工事が完了すること <p>【所有者が申請する場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・補助対象住宅が10年以上居住用として使用されること <p>【居住者が申請する場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・補助対象住宅に10年以上定住すること・3親等以内の親族の有する物件でないこと・所有者から空き家改修における同意が得られていること
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・台所、トイレ、浴室、洗面所、内装等の改修費・屋根、外壁、雨樋、外構等の改修費・残存する家財道具等の運搬、廃棄に要する経費・補助対象経費が50万円以上要すること
補助対象外の経費	<ul style="list-style-type: none">・不動産取得費、登記等に係る費用、建築確認申請に係る費用・上下水道受益者負担金・太陽光発電設備の設置、合併浄化槽の設置費・増築等の工事に要する経費・居住用以外の建築物（車庫、農機具庫、蔵等）の工事に要する経費・他の補助金制度の対象となる経費で、当該補助金制度と重複計上となる費用
補助額	補助対象経費の1/3以内（上限100万円）
時限規定	平成34年3月31日まで

町では、空き家を居住用として賃貸又は売買を検討される所有者の方、又は、空き家に居住を希望される方について登録させていただいています。是非、ご活用下さい。

新築住宅補助金が50万円から100万円に増額されました

☎ 総務課 企画統計係 ☎62-9332

平成27年度からスタートした新築住宅補助金制度が、平成29年度から補助金額が50万円から100万円に増額されました。

◆主な補助要件

- ・申請者が満45歳未満で、町税等に滞納がなく、富士見町暴力団排除条例に抵触していないこと。
- ・申請者が区・集落組合に加入した者であること。
- ・町内業者が全部または一部施工していること。

その他要件がありますので、事前にお問い合わせください。